

飯 監 第 3 8 号  
令和8年2月26日

飯南町長 塚 原 隆 昭 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 平 石 玲 児

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

# 定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

定期監査

### 2 監査の実施日時

令和7年11月18日～令和8年2月10日

### 3 監査の主眼及び実施方法

令和7年4月1日から10月31日の間の、飯南町一般会計における契約状況についてその契約事務処理等が、関係法令、飯南町財務規則、その他規定に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として、関係書類の検査と所管課職員から説明聴取を行った。

## 第2 監査対象の概要と監査結果

令和7年度一般会計における契約状況について

### 1 監査の対象及び範囲

令和7年4月1日から10月31日の間に契約された案件について、その契約事務処理状況等について監査を実施した。

●対象となる件数	348件（別添資料参照）
随意契約	280件
指名競争入札	67件
一般競争入札	1件

●抽出件数	36件（対象となる件数の概ね1割を抽出）
随意契約	28件
指名競争入札	7件
一般競争入札	1件

## 2 監査の結果

今回の対象件数348件のうち、随意契約件数が280件で約8割を占めている。中でも委託料の随意契約件数が146件で随意契約件数の5割弱となっている。

随意契約については地方自治法施行令第167条の2第1項（第1号から第9号）、飯南町財務規則第114条、第115条に基づき契約を締結することとなっている。

今回28件の随意契約を抽出して監査した結果、随意契約理由で地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定によるもの9件、第2号の規定によるもの8件、第3号の規定によるもの2件、第5号の規定によるもの2件、第6号の規定によるもの3件、プロポーザル方式によるもの3件、請書によるもの1件となっている。

随意契約理由が妥当と判断できかねるものが数件見受けられた。また当初契約金額の3倍の変更契約をした案件、一つの工事を数件に分割して随意契約をしているが分割する理由が見当たらない案件がある等、各課により随意契約の判断基準があいまいとなっている。

随意契約は競争入札の例外として認められている契約方式であることから地方自治法施行令第167条の2第1項（第1号から第9号）、飯南町財務規則第114条、第115条に基づき安易な随意契約を行わないよう徹底されたい。

競争入札等については、提出された設計書等の関係書類を監査したところおおむね適正であると認めた。